平成２７年（フ）第１１０１号
新潟県新潟市中央区愛宕１丁目４番地15
破産者　合同会社エコ・クリエイト
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０２号
新潟県新潟市中央区南万代町７－８
破産者　佐藤　岳史
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３８号
東京都世田谷区船橋２―19―24
破産者　有限会社ＦＩＬ
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３９号
埼玉県狭山市柏原1572
破産者　禿　　正典
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４５号
東京都品川区西五反田７丁目13番６号　ＳＤＩ五反田ビル
破産者　株式会社グッドホープ総研
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４６号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号　ＴＯＣビル
破産者　ナチュラルレーベン株式会社
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４７号
東京都新宿区高田馬場３丁目12番８号　クレド高田馬場302
破産者　ロハスコスメ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４８号
東京都新宿区高田馬場３丁目12番８号　クレド高田馬場302
破産者　ビューティフロンティア株式会社
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１４９号
神奈川県横浜市港北区富士塚２丁目８－２
破産者　石渡　隆生
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６６号
千葉県松戸市高塚新田494番地の11　梨香台団地９棟201号室
破産者　有限会社イー・ティ・オー
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６７号
千葉県松戸市高塚新田494―11　梨香台団地９棟201号室
破産者　江頭　和俊
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０７号
東京都中央区銀座７丁目10番５―1105号
破産者　株式会社ティーフォース
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２９号
東京都台東区台東１丁目15番４号
破産者　株式会社日章保安警備
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９８号
静岡県富士市伝法2619番地１
破産者　株式会社ウィル
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９９号
東京都武蔵村山市大南１丁目57―16
破産者　山本　博嗣
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３０８号
埼玉県さいたま市緑区大字三室2498－８、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区辻１丁目７－３
破産者　荒川　尚子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３１１号
山梨県南都留郡山中湖村山中106番地
破産者　羽田　文枝
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９６９号
千葉県白井市笹塚２丁目５　１棟319号
破産者　神原　　亨
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５４号
東京都葛飾区四つ木３丁目４―15―101
破産者　時枝　和樹
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７５号
東京都江東区南砂５丁目24―13―408
破産者　山田　充夫
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１０１号
埼玉県越谷市レイクタウン２丁目２－３　グランシーバⅠ302
破産者　小林　弘治
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部